

制限外積載
設備外積載
荷台乗車

許可申請書

平成 30 年 月 日

三次警察署長殿

住所
申請者
氏名

印

申請者の免許書の種類		免許証番号		
車両の種類		番号票に表示されている番号		
車両の緒元	長さ	幅	高さ	最大積載重量
	m	m	m	kg
運搬品名				
制限をこえる大きさ または重量	長さ	幅	高さ	重量
	m	m	m	kg
制限をこえる 積載の方法	前	後	左	右
	m	m	m	m
設備外積載の場所		荷台に乗せる人員		
運転の期間	30年 7月 28日 時から 30年 7月 29日 時まで (予備日 7月29日)			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行禁止道路通行許可申請書に準ずる。			
	通行する道路	市道・国道375号		

第 号

制限外許可書

上記のとおり許可する。ただし次の条件に従うこと。

条 件	<ol style="list-style-type: none"> 貨物の見えやすい箇所に、昼間は0.3メートル平方以上の赤布、夜間は赤色灯又は反射器をつけること。 許可書を自動車の前方から見えやすいように提示すること。
-----	---

平成 年 月 日

警察署長

この申請書は原本2部提出してください。

消し方 制限外積載
設備外積載
~~荷台乗車~~
 必要な部分のみ残して
 不要な部分は、二本線で消す。(◎も押す)
 三次 警察署長 殿

届出日
平成 30年 〇月 〇日

住所 〇次市～
申請者 氏名 〇〇 〇〇 ◎

申請者の免許書の種類	大型 普通] など	免許証番号	自分の免許証を見て記入 (↓この車を運転する人)	
車両の種類	大型・普通の別 (別紙参照)	番号票に表示されている番号	ナンバープレートの番号	
車両の緒元 (車検証のとおり)を記入	長さ m	幅 m	高さ m	最大積載重量 kg
運搬品名 何を運ぶのか	↓申請しないところは、斜線して◎↓			
制限をこえる大きさ または重量	長さ 車長の1割まではOK	幅 m	高さ m	重量 ◎
制限をこえる積載の方法	前 ◎ m	後 ◎ m	左 ◎ m	右 ◎ m
設備外積載の場所 どこに積むのか	荷台に乗せる人員			
▶ 運転の期間	30年 7月 28日 4時から 30年 7月 29日 23時まで (予備日 7月29日)			
運転経路	出発地	経由地	目的地	
	通行する道路		市道, 国道375号	

第 号

制限外許可書

:記のとおり許可する。ただし次の条件に従うこと

条 件	1. 貨物の見えやすい箇所に、昼間は0.3メートル平方以上の赤布、夜間は赤色灯又は反射器をつけること。 2. 許可書を自動車の前方から見えやすいように提示すること。 <p style="text-align: center; color: red; font-size: 1.2em;">警察で記入する</p>
-----	---

平成 年 月 日

警察署長

※車両の種類については、別紙の車両の種類をご参考いただき、詳細にご記入下さい。

第43回三次きんさい祭 山車調べ票

様式5

山車を出される団体は、以下の項目についてご記入の上、別紙制限外許可申請書2通を添付して6月19日(火)までに、きんさい祭り企画実施本部まで、郵送または持参してください。

山車名	
参加団体名	
山車責任者名	
山車運転者名	
山車の規格	
山車の形態を詳しく記入ください。(図面)	
現場での飾り付け <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他()	

- ◆パレード出発30分前にはスタート地点後方に準備をお願いします。
- ◆出発前に、山車の飾り付けを行う団体は、尾関山駅前通りで行い、飾り付け終了後は道路左側に駐車してください。
- ◆山車での事故等については、企画実施本部は一切責任を負いません。
- ◆ゴール後、現場での解体作業はしないでください。
- ◆ナンバープレート、前照灯及びブレーキランプは確実に見えるようにしてください。
- ◆排気ガスが車内に充満しないよう整備された車両とすること。

◆山車の大きさ制限基準(厳守)
幅 2.5m以下 全長 8.5m以下 高さ 3.8m以下(車高含む)

車両の種類

呼び	車両の種類
大型	大型自動車(貨物・乗用の両方。2ナンバーのすべてと、1・8ナンバーの一部。)
乗用	もっぱら人を運ぶ構造の自動車
バス	大型乗用自動車(バスの語源は「オムニバス」。ただし法律上のバスは「大型」乗用自動車。)
大型バス	乗車定員が30人以上の大型乗用自動車(バス)。(法律上)
マイクロバス	大型バス以外の大型乗用自動車。(法律上)
路線バス	一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
貨物	貨物自動車 {普通貨物=1ナンバー(大型車・普通車)、小型貨物=4ナンバー(軽を含む普通車)}
大貨等	大型貨物自動車及び大型特殊自動車(大貨としか書いていないのに関係ない大特が含まれるのは不親切ですね。)
普通	普通自動車(貨物・乗用の両方。5・4ナンバーのすべてと、1・8ナンバーの一部)、軽やミニカーを含む。
大特	大型特殊自動車(0ナンバーと9ナンバーの一部。)
軽([軽車両]ではありません。)	全長3.30m,幅1.40m,高2.00m以内の普通自動車。かつ排気量660cc以下。ナンバーは5・4の一部(「普通」に含まれる)。
ミニカー	排気量50cc以下、又は0.60kW以下の原動機(電動機を含むすべてのエンジン)を有する普通自動車。
二輪	二輪の自動車(自動二輪)及び原動機付き自転車(原付)
大特	大型特殊自動車
小特	小型特殊自動車
軽車両	自転車など
カタピラ車	カタピラ(クローラー)を有する自動車(車輪を有するものを除く)
農耕車	農耕作業用自動車。田植機、コンバイン、農耕トラクタなど
自三車	前一輪により操向する三輪の普通自動車
軽車(三六〇)	長さ3.00m以下,幅1.30m以下,高さ2.00m以下で、内燃機関を原動機とするものは総排気量360cc以下のもの。

軽車(五五〇)	長さ 3.20m 以下,幅 1.40m 以下,高さ 2.00m 以下で、内燃機関を原動機とするものは総排気量 550cc 以下のもの。
軽車(六六〇)	長さ 3.30m 以下,幅 1.40m 以下,高さ 2.00m 以下で、内燃機関を原動機とするものは総排気量 660cc 以下のもの。
AT 車	クラッチの操作を要しない機構が採られており、クラッチの操作装置を有しない自動車
旅客車	旅客自動車

Tips 1 ナンバーと 4 ナンバーの違い

通称	1 ナンバー	4 ナンバー
正式な呼名	普通貨物自動車	小型貨物自動車
全長制限	12.00m(保安基準)	4.70m
全幅制限	2.50m(保安基準)	1.70m
排気量	non	ガソリンエンジンの場合は総排気量 2000cc 未満

Tips トレーラーの全長規制

普通・大型・大特が牽引できるのは 2 両までです。

故障車等を牽引する場合を除くと、牽引するための装置と牽引されるための装置が必要で、被けん引車の総重量が 750kg を超すとけん引免許が必要です。

例えば大型トレーラーやキャンピングカー、台車に乗せた船舶の牽引などがあります。

全長は、道路交通法では 25m までです。高速道路においてはセミトレーラーが 16.5m 以下、フルトレーラーが 18m 以下となります。